令和４年３月15日　第84号

商工会ニュースやまだ

事業復活支援金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小法人・個人事業者の事業継続・回復を支援する「事業復活支援金」の申請受付が令和４年１月31日より開始されております。制度の詳細は以下の内容および事業復活支援金公式HPでご確認ください。

〈復活支援金〉

【給付対象者】

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少している中小法人・個人事業主

②2021年11月～2022年3月のいずれか1月（対象月）の売上が、2018年11月～2021年3月の間の同月（基準月）と比較して30%以上減少している

【給付額の計算】 基準月を含む期間の合計売上高－対象月の売上高×5

※基準月を含む期間とは、2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれか

※給付額は事業復活支援金HP下部の〈給付額シミュレーションはこちら〉で試算できます。

【給付上限額】

売上高減少率	個人	法人 ※基準月を含む年度の年間売上高		
		1億円以下	1億円超～5億円以下	5億円超
50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

【申請期間】 2022年5月31日（火）まで

【申請の流れ（過去に一時支援金または月次支援金を受給していない場合）】

①事業復活支援金事務局HP（https://jigyou-fukkatsu.go.jp/）で制度の詳細を確認。

②HPの仮登録画面から申請IDを取得。

③必要書類を準備し、登録確認機関に連絡のうえ事前確認を受ける。

※町内の登録確認機関は「山田町商工会」「豊間根行政書士事務所」「船越湾漁業協同組合」「三陸やまだ漁業協同組合」です。（令和4年3月10日現在）

※事前確認には申請者ID（Cから始まる数字）が必要。IDはマイページで確認できます。

④事業復活支援金マイページより申請。

※過去に一時支援金または月次支援金を受給している事業者は登録確認機関による事前確認を省略できます。

【問合せ先】 TEL：0120-789-140（8:30～19:00、土日祝日含む全日対応）

消費税インボイス制度について

令和５年 10 月１日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号など）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。また、令和５年 10 月１日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。

インボイス制度
特設サイト

①適格請求書の交付
　取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。
②適格返還請求書の交付
　返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。
③修正した適格請求書の交付
　交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。
④写しの保存
　交付した適格請求書の写しを保存する。

【 重要 】

適格請求書発行事業者は基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、消費税の申告が必要となります。また、令和５年 10 月１日からインボイスを交付するためには、令和５年３月 31 日までに登録申請手続きを行う必要があります。

事業継続力強化計画認定制度について

事業継続力強化計画とは・・・
主に中小企業・小規模企業向けの防災・減災の事前対策計画です。巨大地震や集中豪雨などの自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症にも対応した計画を策定することができます。万一の災害時の危機対応力を高めるだけでなく、自社の経営資源である「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の様々なリスクを抽出し、対策を検討することは経営課題の発見や平時の経営改善につながります。また、認定を受けた企業は「低利融資」や「補助金の優先採択」などのメリットがあります。

中小企業庁 HP
事業継続力強化計画

【事業継続力強化計画の記載項目】
・事業継続力強化に取り組む目的の明確化
・ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定
・発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認、発信手順等）策定
・ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
・計画の推進体制（経営層のコミットメント）
・訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組

【認定を受けた企業に対する支援策（一例）】　※今後も追加の支援策が検討されています。
①日本政策金融公庫による低利融資（設備資金は基準金利から 0.9%引下げ）
②防災・減災設備に対する税制支援（20%の特別償却）
③補助金（ものづくり補助金等）の優先採択
④認定事業者を要件とした県・町など地方自治体等からの補助金等支援
⑤認定ロゴマークの利用　　etc